

栃木市市民活動補償制度 Q & A

《市民活動の考え方》

Q1 市民活動とは何ですか。

- A 本来の職務等を離れて無報酬で行う、計画的な公益性のある活動（広く人々や地域・社会のために行われる活動）をいいます。ただし、政治、宗教及び営利を目的とするものは除きます。

《報酬の考え方》

Q2 無報酬とは0円ですか。

- A 労働の対価を得ていないという解釈で、昼食代・交通費・儀礼的な謝金等の実費相当分については報酬に含めません。

《用語の意味》

Q3 指導者等とは誰ですか。

- A 市民団体等において、活動の計画立案及び運営の中心的立場にあると認められる者またはその活動の遂行に責任を負う者をいいます。
（会長、理事、NPO理事長、NPO理事、自治会長、自治会役員、スポーツ指導員等）

Q4 参加者とは誰ですか。

- A その市民活動に直接参加し従事した者及びその市民活動に団体の構成員として直接参加した者をいいます。
（例:自治会の清掃活動に従事した自治会員、自治会運動会に選手として参加した自治会員）

《補償の内容・手続》

Q5 市民活動中の事故となった場合、どのような補償が受けられますか。

- A 損害賠償責任事故の場合、被害を受けた第三者に対し補償規定の範囲内で損害に応じた賠償金が支払われます。また、傷害等により通院・入院（手術・後遺障害・死亡）となった場合、その日数状態に応じた見舞金や補償金が支払われます。ただし、参加者の場合、青少年健全育成活動および社会教育活動参加中に発生した傷害事故においては、補償の対象となりません。

Q6 市民活動補償制度があれば、これまで団体で加入していた保険は必要なくなりますか。

- A 本制度は、補償対象者や補償内容、適用範囲等が要綱であらかじめ定められており、活動内容や対象者の範囲で適用されない活動もあることなどから、加入されている保険内容を検討して判断してください。

Q7 事故の報告はいつまでにすればいいですか。

- A 万が一事故が起きてしまった場合は、速やかに（遅くとも2週間以内に）本庁地域政策課までご連絡ください。事故後、時間が過ぎてしまいますと事故の状況等が不明確になり、事務処理や補償金支払いの遅延にもつながります。ご協力をお願いします。

《対象となる団体》

Q8 自治会は、補償制度にいう市民団体となりますか。

A 市内に活動拠点のある団体となりますから市民団体となります。また、NPO法人・地域団体等についても、市民により自主的に構成された団体で行なっているものは対象となります。

《対象となる人》

Q9 市内の団体ですが、構成員に市外の住民もいます。このような方が市民活動中に負傷した場合は、補償の対象となりますか。

A 市内に活動の拠点がある市民団体に所属し、広く市民のために活動する方であれば、市外住民の方でも対象になります。

Q10 自治会主催の運動会の競技中、転倒し負傷した場合は、補償制度の対象となりますか。

A 自治会の運動会やその他市民団体が主催するレクリエーション活動の競技や行事に参加した人も、その市民活動の構成員として対象となります。

Q11 子ども会でキャンプ中、参加した子どもが負傷した場合は、補償制度の対象となりますか。

A この場合、子ども会活動は青少年健全育成活動にあたり、受講者となる子どもの傷害事故は対象となりません。また、社会教育活動における参加者の傷害事故も対象となりませんのでご注意ください。

《活動者以外の扱い》

Q12 町内会主催のお祭りに参加中の事故は、補償制度の対象となりますか。

A 市民活動中の事故として対象となります。ただし、あくまでもお祭りの運営側として参加している方が対象となり、来場者・見物人等は傷害補償の対象となりません。

Q13 自治会主催の防火訓練中、見物人が火傷をしてしまった場合は、補償制度の対象となりますか。

A 見物人の不注意等により火傷を負ってしまった場合、訓練に直接参加していなかったものとして傷害補償の対象となりません。しかし、開催した自治会側に設営や管理・監督・指導・誘導上の過失が認められ法律上の賠償責任を負うことになった場合は、賠償補償の対象となります。

Q14 市民団体主催の市民を対象とした講演会会場で、来場者が机のカドにぶつかり負傷した場合は、補償制度の対象となりますか。

A その講演会が公益性のあるものでも、来場者は活動に直接参加していると言えないため対象となりません。しかし、負傷した方が開催のための業務に従事していたのであれば対象となります。

《学校施設での事故》

Q15 PTAが学校施設を利用して開催する講座等は、補償制度の対象となりますか。

A PTAの活動は広く公益性のある活動であれば対象となりますが、自助活動や、学校管理下で行われる活動については対象となりません。

《自動車での事故》

Q16 市民活動のボランティアでお年寄りを車で送迎中、交通事故を起こし本人と同乗していたお年寄りが負傷した場合、補償制度の対象となりますか。

A 市民活動をしていた運転者の負傷は、傷害補償の対象となりますが、単にサービスを受けていたお年寄り、直接活動に参加した者ではないため対象となりません。

Q17 市民活動のボランティアのため、車で現地に向かう途中に交通事故を起こしてしまった場合、補償制度の対象となりますか。

A 車両の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任事故は対象となりません。ただし、市民活動ボランティア自身のけが（傷害）については、傷害保険の対象となります。

《移動中の事故》

Q18 自治会主催のゴミ回収の集合場所に行く途中に負傷した場合、補償制度の対象となりますか。

A 集合、出発または解散場所と住所との通常の経路上であれば対象となります。ただし、途中で私的な目的等により経路を逸脱した場合等は、対象にならない場合があります。

《対象となる傷害等》

Q19 市民活動の開催会場において出された食べ物で食中毒になった場合は、補償制度の対象となりますか。

A 細菌性またはウイルス性の食中毒が原因で、病院等への通院・入院があった場合は対象となります。

Q20 自治会の公園清掃作業中、参加者が熱中症により倒れた場合、補償制度の対象となりますか。

A 病院等への通院・入院があった場合は、公益性のある活動への直接参加者ということで対象となります。ただし、自宅等の療養で回復した場合は、病院等への通院・入院がなかったため、熱中症の症状があったとしても対象となりません。

Q21 自治会主催の地域清掃の際、参加者がぎっくり腰になり整形外科に通院した場合は、補償制度の対象となりますか。

A 腰痛またはむち打ち症等で医学的他覚所見（医療機関において理学的検査や画像検査等により認められる異常所見）のないものは、対象となりません。

Q22 地域の自主防災組織において、災害時に避難誘導や救助活動を行った際にケガをした場合は、補償制度の対象となりますか。

A 自主防災組織については、年間行事予定等に基づき行われる訓練は対象となりますが、戦争や自然災害等の争乱・災害時の活動については、対象となりません。

《物損事故》

Q23 自治会の公園清掃作業中、駐車していた車に傷をつけてしまった場合、補償制度の対象となりますか。

A 公益性のある活動中の事故であり賠償補償の対象となります。ただし、1 事故につき 5,000 円未満の小損害には適用されません。

《安全に活動するためには》

Q24 安全に市民活動をするにはどうしたらいいですか。

A 事故を未然に防ぐ準備・確認が必要です。下記の事に注意して綿密な計画を立てるようにしてください。

○活動者の役割分担は、経験・年齢・体力を考慮しているか。

○活動当日の天候・気温を考慮した計画を立てているか。

○活動場所の状況を把握し事故防止策を立てているか。

○活動スケジュールに十分な余裕（休憩等）があるか。

○使用する道具・機器等の点検は済んでいるか。

《市の主催・共催事業》

Q25 市の共催するイベントに参加した際に負傷した場合は、補償制度の対象となりますか。

A 市が主催または共催した（市の管理下）行事等においては、この市民活動補償制度ではなく、市が別途加入している市民総合賠償補償保険が適用されます。このような場合も、速やかに本庁地域政策課までご連絡ください。

※以上の Q & A は一例です。事故の状況等によっては、補償の対象とならない場合もあります。

事故が起きてしまった場合は、速やかに本庁地域政策課までご連絡ください。

令和 6 年 4 月 1 日現在

栃木市地域振興部

地域政策課

地域づくり推進係

Tel : 0282-24-0352

Fax : 0282-24-0353